

海洋汚染防止のための構造 及び設備規則

規則

2017 年 第 2 回 一部改正

2017 年 12 月 25 日 規則 第 85 号

2017 年 7 月 26 日 技術委員会 審議

2017 年 12 月 15 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則」の一部を次のように改正する。

改正その 1

1 編 総則

1 章 通則

1.1 一般

1.1.3 を次のように改める。

1.1.3 船級符号への付記

-1. 登録規則 2.1.3-2.に基づいて、8 編 3 章に規定する二酸化炭素放出抑制指標が、当該船舶に適用されるフェーズの削減率よりも厳しいフェーズの削減率を採用した場合の要求値を満足する船舶に対し、「*Energy Efficiency Design Index-phaseX*」（略号：*EEDI-pX*，ただし、*X* は採用したフェーズを示す。）を船級符号に付記する。

-2. 登録規則 2.1.3-2.に基づいて、8 編 2.1.2-1.(1)(c)に規定する窒素酸化物放出量最大許容限度基準を満足する機関を備え、窒素酸化物放出規制海域における航行が可能な船舶に対し、「*Nitrogen Oxides Emission-Tier III*」（略号：*NOx-III*）を船級符号に付記する。なお、8 編 2.1.2-1.(1)(c)に規定する窒素酸化物放出量最大許容限度基準を満足するため、選択式触媒還元脱硝装置、排ガス再循環装置、二元燃料機関又はガス専焼機関を使用する船舶に対しては、搭載される装置／機関に応じて、当該付記の後の括弧内に次の付記を列挙する。

(1) 鋼船規則 D 編 1.3.1-10.(1)又は高速船規則 9 編 1.2.1-11.(1)の適用を受けた選択式触媒還元脱硝装置を使用するもの：

Selective Catalytic Reduction（略号：*SCR*）

(2) 鋼船規則 D 編 2.1.1-5.又は高速船規則 9 編 2.1.1-4.の適用を受けた排ガス再循環装置を使用するもの：

Exhaust Gas Recirculation（略号：*EGR*）

(3) 鋼船規則 N 編 16.1 及び 16.7 又は鋼船規則 GF 編 1.1.3-1.(20)の適用を受けた二元燃料機関を使用するもの：

Dual Fuel Engine（略号：*DFE*）

(4) 鋼船規則 GF 編 1.1.3-1.(20)の適用を受けたガス専焼機関を使用するもの：

Gas-only Engine（略号：*GOE*）

-3. 登録規則 2.1.3-2.に基づいて、8 編 1.1.3 に規定する代替物として主管庁に承認された排ガス浄化装置であって、鋼船規則 D 編 1.3.1-10.(2)又は高速船規則 9 編 1.2.1-11.(2)の適用を受けたものを備える船舶に対し、「*Exhaust Gas Cleaning System*」（略号：*EGCS*）を船級符号に付記する。

附 則（改正その 1）

1. この規則は、2018 年 1 月 1 日から施行する。

8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備

1 章 通則

1.1 一般

1.1.2 用語（附属書 VI 第 2 規則，第 13 規則，第 14 規則及び第 16 規則並びに NO_x テクニカルコード 1.3, 4.1, 4.3.9 及び 4.4.8 関連）*

(18)から(20)として次の 3 号を加える。

本編で使用する用語は，各章で特に定める場合を除き，次に掲げるところによる。

((1)から(17)は省略)

(18) 「燃料油」とは，船舶の推進又は運航のための燃焼を目的として船舶に供給されるあらゆる燃料をいい，ガス燃料，留出燃料及び残渣燃料を含む。

(19) 「暦年」とは，1 月 1 日から 12 月 31 日の期間であってこれらの日を含むものをいう。

(20) 「会社」とは，船舶の所有者又は他の組織もしくは個人であって船舶の所有者から船舶の運航の責任を引き受け，かつその引き受けに際して，船舶の安全運航及び汚染防止のための国際管理コード（改正を含む。）によって課せられるすべての義務と責任を引き継ぐことに同意したものをいう。

附 則（改正その 2）

1. この規則は，2018 年 3 月 1 日から施行する。

8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備

3 章 二酸化炭素放出抑制

3.4 二酸化炭素放出抑制航行手引書（附属書 VI 第 22 規則関連）*

-3.を次のように改める。

-3. 二酸化炭素放出抑制航行手引書は、本会が適当と認める指針に従って作成し、少なくとも次の事項を含まなければならない。

- (1) 船舶の航行に係る二酸化炭素の放出を抑制するための措置に関する事項
- (2) ~~第3.2-1.(1)~~(1)から(3)に該当する船舶にあつては、二酸化炭素放出抑制指標
- (3) 総トン数 5,000 トン以上の船舶にあつては、附属書 VI 第 22A.1 規則により要求されるデータの収集に使用される手法及び日本国政府への当該データの報告に使用されるプロセスの詳細

附 則（改正その3）

1. この規則は、2018 年 3 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に引き渡しが行われる船舶については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、遡及して適用される要件がある場合はこの限りではない。

2 編 検 査

1 章 通 則

1.3 証書等の確認検査

1.3.2 前 1.3.1 以外の証明書及びその他の書類*

-1.(3)を次のように改める。

-1. 検査を受ける場合には、次に掲げる証明書及びその他の書類を検査員に提示して、これらが本船（船員が配乗していない被曳船は除く。）上に備えられ、かつ、適切なものであることの確認を受けなければならない。ただし、臨時検査にあっては、該当するものにとどめることができる。

（(1)及び(2)は省略）

(3) 船舶からの大気汚染防止のための設備関連

- (a) 燃料油供給証明書
- (b) 機関の原動機取扱手引書（8 編 2.1 が適用されるディーゼル機関の場合）
- (c) 機関パラメータ記録簿（8 編 2.1 が適用されるディーゼル機関の場合）
- (d) 船上モニタリング法のための手引書（8 編 2.1.2-2.(2)(c)に掲げる方法を用いる場合。（NO_x テクニカルコード 6.4 及び付録 VIII 参照。））
- (e) オゾン層破壊物質を含む設備の一覧表及び記録簿（要領 8 編 1.2.1-2.が適用される場合）
- (f) 航海日誌（8 編 2.1.4 又は 8 編 2.2-2.が適用される場合）
- (g) 燃料油変更作業手引書（8 編 2.2-2.が適用される場合）
- (h) 揮発性物質放出防止設備の使用に関する操作手引書及び揮発性物質放出防止措置手引書（8 編 2.3 が適用される場合）
- (i) 船舶発生油等焼却設備取扱手引書（8 編 2.4-2.が適用される場合）
- (j) 燃料油消費の報告に関する適合証書（8 編 3.5.1 が適用される場合）

8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備

3 章 二酸化炭素放出抑制

3.5 として次の 1 節を加える。

3.5 燃料油消費の報告に関する適合証書等（附属書 VI 第 22A 規則関連）

3.5.1 適合証書の保持及びデータの保管（附属書 VI 第 22A.8 規則関連）

-1. 3.4-3.(3)が適用される船舶には, 3.5.2 の結果として, 附属書 VI 第 6.6 規則及び/又は第 6.7 規則に従い交付される有効な燃料油消費の報告に関する適合証書を備えなければならない。

-2. 附属書 VI 第 6.6 規則に従い交付される適合証書を備える船舶にあつては, 当該証書の交付を受けるにあたり 3.5.2(2)(a)に従い報告した合算値の基となった合算前のデータを次の(1)及び(2)を満足するように保管しなければならない。

- (1) 当該データを収集した暦年後少なくとも 12 ヶ月間は当該データに容易にアクセスできること。
- (2) 日本国政府から要求がある場合に当該データが利用可能であること。

附 則（改正その 4）

1. この規則は、2019 年 1 月 1 日から施行する。
2. 附属書 VI 第 22A.1 規則により要求されるデータの収集を 2019 年 1 月 1 日以降に開始する船舶については、当該データの収集を開始した暦年の次の暦年の 5 月 31 日又は附属書 VI 第 6.7 規則に従い適合証書の交付を受ける日の前日のいずれか早い日までは従前の例による。

8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備

3 章 二酸化炭素放出抑制

3.5 燃料油消費の報告に関する適合証書等（附属書 VI 第 22A 規則関連）

3.5.2 として次の 1 条を加える。

3.5.2 データの収集及び報告等（附属書 VI 第 22A.1 規則から第 22A.7 規則関連）*

3.5.1 により要求される適合証書の交付を受けるにあたり実施するデータの収集及び報告等については、次の(1)から(3)による。

- (1) 各暦年において二酸化炭素放出抑制航行手引書に記載される手法に従い本船でデータの収集を行うこと。
- (2) 前(1)に従い収集したデータの合算及び日本国政府又は本会への報告を次の(a)又は(b)に従い行うこと。
 - (a) 各暦年の最後に、当該暦年又はその一部のいずれか適当な方において前(1)に従い収集したデータを本船で合算し、各データについての合算値を当該暦年後 3 ヶ月以内に本船から日本国政府又は本会に報告すること。なお、当該報告には、電子通信を介し、本会が適当と認める様式を使用すること。
 - (b) 前(a)にかかわらず、船籍国又は会社のいずれかの変更がある場合には、次の i) から iii) のいずれかによる。
 - i) 船籍国が日本国以外の国から日本国に変更された場合：
船籍国の変更の完了日又は可能な限り当該日にできるだけ近い日に、船籍国が日本国以外の国であった期間において前(1)に従い収集したデータを合算し、合算したデータを当該日本国以外の国又は本会に報告すること。ただし、当該日本国以外の国から事前に要求があった場合には合算前のデータも報告すること。
 - ii) 会社が他の会社に変更された場合：
会社の変更の完了日又は可能な限り当該日にできるだけ近い日に、変更前の会社に所有されていた期間において前(1)に従い収集したデータを合算し、合算したデータを日本国政府又は本会に報告する。ただし、日本国政府から要求がある場合には合算する前のデータも報告すること。
 - iii) 船籍国が日本国以外の国から日本国に変更されるとともに会社が他の会社に変更された場合：
前 i) による。
- (3) 前(2)により報告されたデータについて、IMO が作成した指針を参考に日本国政府が定める手順に従い検証を受けること。

附 則（改正その 5）

1. この規則は、2019 年 1 月 1 日から施行する。

海洋汚染防止のための構造及び設備 規則検査要領

要
領

2017 年 第 2 回 一部改正

2017 年 12 月 25 日 達 第 90 号

2017 年 7 月 26 日 技術委員会 審議

2017 年 12 月 25 日 達 第 90 号

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領の一部を改正する達

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

改正その 1

2 編 検査

1 章 通則

1.1 一般

1.1.3 検査の実施及び時期

-3.を次のように改める。

-3. 二酸化炭素放出抑制航行手引書

- (1) 規則 8 編 3 章の適用を受ける船舶であって、2013 年 1 月 1 日より前に引き渡し~~き~~が行われたものにあつては、2013 年 1 月 1 日以降の最初の間
間検査又は定期検査の時期に、規則 8 編 3.4 の規定に適合した二酸化炭素放出抑制航行手引書を備えていることを、検査により確認を受ける。
- (2) 規則 8 編 3.4-3.(3)の適用を受ける船舶であって、2018 年 3 月 1 日
前に引き渡しが行われたものにあつては、2018 年 12 月 31 日までに、二酸化炭素放出抑制航行手引書に規則 8 編 3.4-3.(3)に規定する手法及びプロセスの詳細が含まれていることを、検査により確認を受ける。

4 章 臨時検査

4.1 一般

4.1.2 検査

-4.(5)として次の 1 号を加える。

-4. 船舶に、規則 8 編 3.1.2(3)に定める主要な改造を行う場合の臨時検査においては次による。

((1)から(4)は省略)

(5) 規則 8 編 3.4-3.(3)の適用を受ける船舶にあつては、主要な改造が規則 8 編 3.4-3.(3)に規定するデータの収集に使用される手法又は当該データの報告に使用されるプロセスに影響を与える場合、二酸化炭素放出抑制航行手引書が当該主要な改造を反映し適切に改訂されていることを確認する。

附 則（改正その 1）

1. この達は、2018 年 3 月 1 日から施行する。

8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備

3 章 二酸化炭素放出抑制

3.4 を次のように改める。

3.4 二酸化炭素放出抑制航行手引書（附属書 VI 第 22 規則関連）

- 1. 規則 8 編 3.4-3. にいう「本会が適当と認める指針」とは、~~“2012~~“2016 *Guidelines for the Development of a Ship Energy Efficiency Management Plan (SEEMP) (IMO Res. MEPC.243(63)/282(70))*”（その後の改正を含む。）又は日本国政府により定められた指針をいう。
- 2. 二酸化炭素放出抑制航行手引書は、船舶職員の作業言語又は船舶職員が理解できる言語で作成すること。
- 3. 規則 8 編 3.4-3.(3) にいう「総トン数」とは、トン数法第 4 条第 1 項の国際総トン数をいう。
- 4. 規則 8 編 3.4-3.(3) の適用上、船舶には、当該要件への適合が確認された旨示す書類を備えること。

附 則（改正その 2）

1. この達は、2018 年 3 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に引き渡しが行われる船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、遡及して適用される要件がある場合はこの限りではない。

8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備

3 章 二酸化炭素放出抑制

3.5 として次の1節を加える。

3.5 燃料油消費の報告に関する適合証書等（附属書 VI 第 22A 規則関連）

3.5.2 データの収集及び報告等（附属書 VI 第 22A.1 規則から第 22A.7 規則関連）

-1. 規則 8 編 3.5.2(2)(a)及び(b)で要求される報告の際は，附属書 VI 付録 IX に規定される情報を含めること。

-2. 規則 8 編 3.5.2(2)(a)という「本会が適当と認める様式」については，“2016 Guidelines for the Development of a Ship Energy Efficiency Management Plan (SEEMP) (IMO Res. MEPC.282(70))”（その後の改正を含む。）又は日本国政府により定められた指針による。

附 則（改正その3）

1. この達は，2019 年 1 月 1 日から施行する。